

議案第 5 号

橋本市文化センター設置及び管理条例の一部を改正する条例について

橋本市文化センター設置及び管理条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

平成 24 年 6 月 11 日 提出

橋本市長 木下 善之

橋本市文化センター設置及び管理条例の一部を改正する条例

橋本市文化センター設置及び管理条例(平成18年橋本市条例第21号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中太線の部分である。

改正後		改正前	
(名称及び位置) 第2条 略 2 文化センターに次の附属施設を置く。		(名称及び位置) 第2条 略 2 文化センターに次の附属施設を置く。	
名称	位置	名称	位置
橋本市岸上文化センター運 動場	橋本市岸上198番地	橋本市岸上文化センター 運動場	橋本市岸上198番地
橋本市伏原文化センターふ れあい館	橋本市高野口町伏原1105番地の3	橋本市伏原文化センター ふれあい館	橋本市高野口町伏原1105番地の3
橋本市名古屋文化センター きらく荘	橋本市高野口町名古屋1188番地の3		

附 則

この条例は、公布の日から施行する。